（別紙１－５）

誓　約　書

令和　　　年　　　月　　　日

　千葉県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　在　　地

団　　体　　名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　印

　補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱第２条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

　なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

　また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。